

東北工業大学研究倫理規程

第1条 この規程は、東北工業大学（以下「本学」という。）の専任教員（以下「教員」という。）が、工学的、医学的、生物学的、心理学的研究等のヒトまたは動物を直接対象とした研究のうち、倫理上の問題が生じる可能性がある研究及び研究成果の公表を行う場合の留意事項及び手続き等を定め、人権擁護や動物愛護を行うとともに本学における研究の円滑な推進に資することを目的とする。

第2条 前条に該当する研究を行う教員は、次の各号に留意しなければならない。

- (1) ヒトを対象とする研究においては、「ヘルシンキ宣言」の趣旨に則して研究を行う。
- (2) 対象者の人権を擁護するとともに、対象者等に不利益および危険が生じないように十分配慮する。
- (3) 対象者等に研究の内容および方法を説明し、理解を求めた上で書面により同意を得る。なお、研究対象者が未成年の場合は、研究内容により本人に加え保護者等から書面により同意を得る場合がある。また、研究対象者が年少者、障害者、高齢者等で、本人より同意を確認することが困難な場合は、保護者等から書面により同意を得る。
- (4) 「動物の愛護及び管理に関する法律」を踏まえつつ、動物愛護ならびに実験者の安全への配慮を怠らず、適正な動物実験の実施および実験動物の適正な飼育および保管を行う。
- (5) 各教員の所属学会、関連学会等に倫理規程がある場合には、それに沿って研究を行う。
- (6) 教員は、研究実施計画について、学長の承認を得なければならない。

第3条 第1条の目的を達成するため、本学に東北工業大学研究倫理委員会（以下「委員会」）を置く。

第4条 委員会は、以下の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究実施計画の審査に関すること
- (2) 研究上の倫理に関すること

第5条 委員会は、教員のうち科学面、倫理面、法律面、および社会面から研究を総合的に審査するに必要な知識と経験を有する者、および必要に応じて委員会が指名した者（学外者を含む）により構成される。ただし、委員は、自らが主研究者もしくは共同研究者として実施する研究が審査を受けるときは当該研究の審査に加わることができない。

第6条 委員会は、6名の委員をもって構成する。

第7条 委員は教授、准教授、講師のうちから選任しなければならない。

第8条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第9条 委員会に委員長を1名置き、委員のうちから互選する。

第10条 委員会に副委員長を1名置き、委員のうちから委員長が指名する。

第11条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときはその職務を代行する。

第12条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

第13条 委員会が必要と認めたときは、研究実施責任者および委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

第14条 この規程に定めることのほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

第15条 委員会の事務は事務局が行なう。事務局は委員のうちの1名が担当する。

第16条 事務局は、審査の受付、委員会開催通知や審査資料の配信、審査結果の伝達を行なう。

第17条 研究実施責任者は、委員会が作成した研究倫理審査申請書（別紙様式第1または第2、以下「申請書」）および必要に応じて参考資料を委員長に提出する。

第18条 委員長は、申請書を受理したときは、各委員に申請書および参考資料のコピーを送り、各委員は審査結果を1週間以内に委員長に返却する。

第19条 審査の判定は、次の各号に定める表示により行う。

- (1) 承認
- (2) 条件付き承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

第20条 原則として各委員からの審査結果の返却が3分の2以上なければ委員会での審査結果を決定することができない。

第21条 審査結果を返却した全委員（以下「全委員」）が承認であった場合、当該研究の実施を委員会で承認することとする。

第22条 委員の審査結果が承認と条件付き承認に分かれた場合もしくは全委員が条件付き承認となった場合、原則として当該研究の実施を委員会で条件付き承認とする。

第23条 審査結果が変更の勧告もしくは不承認とする委員がいた場合、再度委員会を開催し、再審査する。

第24条 委員長は、審査の結果について、答申書（別紙様式3）により、速やかに学長に答申する。

第25条 学長は、前項の答申を承認する場合は、審査結果通知書（別紙様式3）により、研究責任者に通知する。

第26条 研究実施責任者は、審査の結果に異議あるときは、学長に再審査を求めることができる。

第27条 学長は、委員会の審査結果に疑義が生じたときは、委員会に再審査を諮問することができる。

第28条 この規程の改廃は、委員会の議を経て学長の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。